

ポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分状況等届出書（保管事業者及び所有事業者用）

令和6年 6月30日

大分市長 足立 信也 殿

届出者

住 所 大分県大分市花園三丁目2番10号

氏 名 大分県農業協同組合

代表理事理事長

平間 悟

電話番号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条第1項（法第15条及び第19条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、令和6年度のポリ塩化ビフェニル廃棄物等の保管及び処分の状況等を届け出ます。

1. ポリ塩化ビフェニル廃棄物について

保管事業場の名称	大分県農業協同組合 中部エリア			
保管事業場の所在地	大分県大分市花園 3－2－10、			
特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名	中部エリア 営農経済管理課 神屋 佳邦	電話番号	097－546－1111	
保管の場所	大分市大字田原 783－2 田原ライスセンター付設倉庫，大分県大分市大字下戸次 1557 戸次みつば選果場倉庫			

①前年度の3月31日に保管していたポリ塩化ビフェニル廃棄物

番号	廃棄物の種類	廃棄物の型式等					処分予定年月	量		濃度区分	保管の状況				処分業者との調整状況	参考事項
		定格容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等		台数又は容器の数	総重量 (1台当たり重量×台数)		容器の性状	囲い等の有無	分別・混在の別	漏れ等のおそれ		
23-001	変圧器	20kVA	愛知電機		1985		未定	1台	111kg	低濃度	なし	囲い有 掲示有	混在	なし		40mg/kg
23-002	変圧器	200kVA	富士電機	FH81T5-200SX	1983		未定	1台	70kg	低濃度	なし	囲い有 掲示有	混在	なし		26mg/kg

6.6.24

[illegible]

2. ポリ塩化ビフェニル使用製品について

所在事業場の名称			
所在事業場の所在地			
ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る事業の管理 責任者の職名及び氏名		電話番号	
所在の場所			

[illegible]

②前年度中に新たに所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物を除く。以下同じ。）

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有開始 年月日	所有開始 場所	所有開始 理由	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり重 量×台数)				

(第4面)

③前年度中に他の事業場又は他の事業者の事業場において所有することとなった高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品

番号	製品の種類	製品の型式等					量		所有終了 年月日	所有終了 理由	移動先の所在の場所並びに事業者 又は事業場の名称及び所在地	参考事項
		定格 容量	製造者名	型式	製造年月	表示記号等	台数又は 容器の数	総重量 (1台あたり重 量×台数)				

- 備考
- この届出書は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又はポリ塩化ビフェニル使用製品の所有に係る事業場ごとに作成し、毎年度6月30日までに提出すること。
 - 届出者や事業場に関する情報に変更があった場合には、速やかに都道府県知事に連絡すること。
 - 「保管事業場の名称」及び「保管事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所に係る事業場を記入すること。また、「所在事業場の名称」及び「所在事業場の所在地」の欄には、ポリ塩化ビフェニル使用製品の所在の場所に係る事業場を記入すること。
 - 「番号」の欄には、それぞれ先頭に「前年度の元号数－」を加えた整理番号（平成28年度の保管状況を届け出る場合の例：28－001）を付すこと。なお、前回までの届出において既に当該事業場における番号が付されているものについては、引き続きその番号を記入すること。
 - 「廃棄物の種類」及び「製品の種類」の欄には、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること。
 - 「廃棄物の型式等」及び「製品の型式等」の欄には、変圧器（トランス）等の銘板に記載されている「定格容量」、「製造者名」、「型式」、「製造年月」及び「表示記号等」を記入すること。なお、「表示記号等」については、記入要領に沿って、その名称を具体的に記入すること（例：不燃性油）。
 - 「処分予定年月」の欄には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は他人に委託することを予定している年月を記入すること。低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物については記入しなくて構わない。
 - 「量」の欄のうち、「台数又は容器の数」の欄には、ポリ塩化ビフェニルを使用する電気機器については台数（個数）を、その他のものについては保管している容器の数（缶数等）を、それぞれ単位とともに記入すること。ただし、電気機器であっても、小型のものを容器にまとめて保管している場合であって台数（個数）を把握する